

## 準建材トップランナー制度の対象となる 硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の選定について（案）

### 1. 対象となる建築材料の条件

省エネ法第81条の2において熱損失防止建築材料は「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料」と定義されている。

また、特定熱損失防止建築材料は、省エネ法第81条の3第1項に基づき、以下の3点の全てを満たすものである必要がある。

- ①我が国において、大量に使用される熱損失防止建築材料であること。
- ②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであること。
- ③熱損失防止性能の向上を図ることが特に必要なものであること（例えば、熱損失防止性能の改善余地、社会的要請等を有すること等）。

硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）については、我が国において一定のシェアを有している等「①我が国において、大量に使用される熱損失防止建築材料であること。」、「②建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられる」断熱材であること、「③熱損失防止性能の向上を図ることが特に必要な」断熱材であることから、上記要件に全て合致している。

### 2. 対象から除外する内容

硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）は、発泡剤にフロン類のガスを用いたものとフロン類以外のガスを用いたものの大きく2つに分類出来る。

フロン類については、地球温暖化防止やオゾン層破壊の防止の観点から、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）において新規の製造量、輸入量の削減が求められており、また、業界団体であるウレタンフォーム工業会が作成した現場吹付け品の品質自主管理基準において、住宅向けのフロン類のガスを使用した原液を2020年に全廃する目標を掲げており、発泡剤についてフロン類からフロン類以外のガスへの転換が図られている状況にある。

以上の状況では、まず発泡剤をフロン類以外に転換することが優先され、発泡剤にフロン類を用いた硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）は、将来的には我が国において、熱損失防止性能の向上について、上記1. ③における社会的要請があるとは考えにくい。

### 3. 準建材トップランナー制度の対象とする硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）の選定

以上のことから、硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）への準建材トップランナー制度の導入にあたっては、発泡剤にフロン類のガスを用いた硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）を除き、発泡剤にフロン類以外のガスを用いた硬質ウレタンフォーム断熱材（現場吹付け品）を対象とすることとしたい。